

総合評価落札方式における評価項目 「継続教育（CPD）の取り組み状況」について

（令和2年6月1日以降の公告分から適用）

●総合評価落札方式では、建設系継続教育（CPD）の取り組み状況を評価の対象としていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に伴って、各種研修・講習会が中止・延期になっている実情を考慮し、建設系継続教育の各団体が発行する証明書の取り扱いについて、当面の間以下のとおり取り扱います。

（現行基準）

- ・証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものを評価の対象とする。



（令和2年6月1日以降の公告分より）

- ・証明期間の最終日が令和2年3月1日以降のものを、当面の間評価の対象とする。
これにより、3月1日以降の日付で、各団体の推奨単位を保有していれば、当面の間CPDの取り組み状況として評価します。（2枚目のイメージ図参照）

【証明期間の考え方（全国土木施工管理技士会連合会の場合）】

（例）3月1日時点で年間推奨単位（20ユニット）を保有していたが、3月1日以降にユニット数が不足する場合



- ・全国土木施工管理技士会連合会に、3月1日時点（過去1年間）での学習履歴証明書の発行を依頼して下さい。その際、発行年月日については特に指定しません。

●証明日の拡大対応については、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮した当面の措置として行うものです。影響が無くなった場合には取り扱いを見直す予定ですので、各自研鑽のためインターネット研修や社内研修の取り組み方法を工夫しながら継続教育を行い、推奨単位の取得・維持に努めてください。

なお、必要であれば技術調査課にも研修資料（動画等）の用意がありますので、ご要望して頂ければ提供可能です。社内研修の際は、社内研修員による企画のもと、「3つの密」を回避するための対策を行ってください。

●なお、評価対象団体も拡大します。（平成31年4月9日お知らせの再周知）
令和2年6月1日以降に入札公告する工事からは、建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している全ての団体が評価の対象となりますので、総合評価落札方式における加点の対象が広がります。

現時点では11団体→18団体となります。詳細は以下の技術調査課HPをご覧ください。

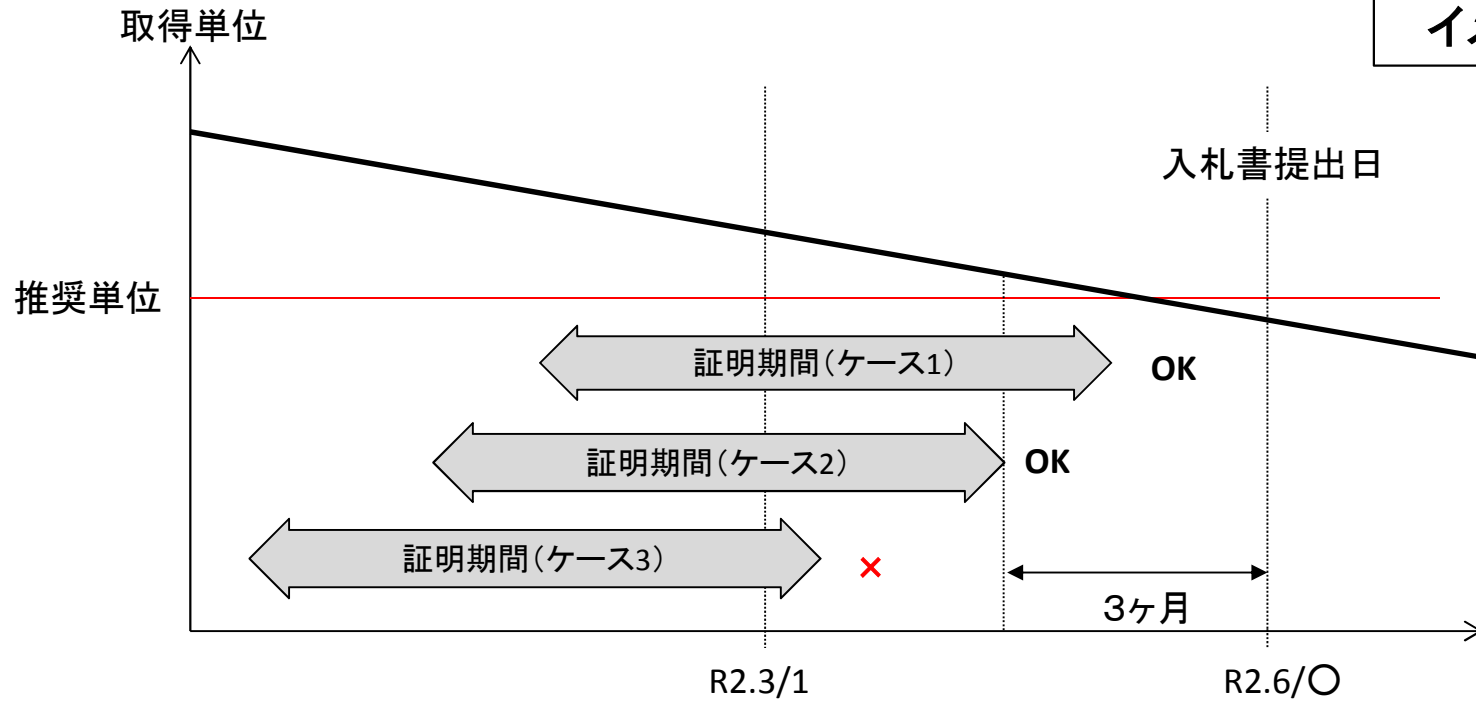
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index_d/fil/CPD-20190401.pdf



●新型コロナウイルス感染症拡大による当面の取り扱いについては、今後、各種研修・講習会が再開可能な状況になった時点において、従前の基準への移行について十分な猶予期間を設け、技術調査課HP等でお知らせします。

イメージ図

改正前



改正後

